

～各種非居住者円預金規定に関する変更・追加のご案内～

このたびは百十四銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
この預金につきましては、各種預金（取引）規定中の条項を以下のとおり変更、およびこれらの条項に加え以下の条項を追加して適用させていただきますので、ご了承ください。

記

【変更】

1. 普通預金規定、貯蓄預金規定および納税準備預金規定（取扱店の範囲）（注）各照合表口規定は除く。

<p>(変更前) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができません。</p>	<p>(変更後) この預金は、当店のほか当行本支店のうち当行所定の非居住者円預金取扱店でも預入れまたは払戻しができます。</p>
---	--

2. 各種定期預金規定（預金の預入れ等、預金の解約・書替継続）

<p>(変更前) 各種定期預金の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。 この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、当店以外での払戻しは満期日が到来した定期預金を対象として、1回につき元金100万円を限度として払戻しいたします。なお、書替継続（減額して書替継続する場合および利息を現金により支払う場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p>	<p>(変更後) 各種定期預金の預入れは、当店のほか当行所定の非居住者円預金取扱店でも預入れることができます。 この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して）当店に提出してください。ただし、当店以外の当行非居住者円預金取扱店での払戻しは満期日が到来した定期預金を対象として、1回につき元金100万円を限度として払戻しいたします。なお、書替継続（減額して書替継続する場合および利息を現金により支払う場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行所定の非居住者円預金取扱店でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p>
--	--

3. 各種定期預金規定（利息）

<p>(変更前) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p>	<p>(変更後) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。 ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>
--	---

【追加】

以上

（適用法令）

- (1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本支店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。